

議案第70号

二宮町火災予防条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例に必要な改正を行うために提案する。

## 二宮町火災予防条例の一部を改正する条例

二宮町火災予防条例（昭和37年二宮町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こ ろ・グリル 付こんろ・ グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ	14 kW以下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注	注 ： 機 器 本 体 上 方 の 側 方 又 は 後 方 の 離 隔 距 離 を 示 す 。
				据置型レン ジ	21 kW以下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注	
		不燃	開放式	組込型こ ろ・グリル 付こんろ・ グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ	14 kW以下	8 0	0	—	0	
				据置型レン ジ	21 kW以下	8 0	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料と するもの	炭火焼き器	—	1 0 0	5 0	5 0	5 0	

不 燃	木炭を燃料と するもの	炭火焼き器	—	8 0	3 0	—	3 0
	上記に分類 されないも の	使用温度が800℃以上 のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0
		使用温度が300℃以上 800℃未満のもの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0
		使用温度が300℃未満 のもの	—	1 0 0	5 0	1 0 0	5 0

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の二宮町火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(議案第70号) 二宮町火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3の2) <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等の侵入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>雨水等の侵入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。</u></p>	<p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐熱性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐熱性の床又は台としないことができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）</u>にあつては、<u>建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第11条の2第1項第4号の規定を準用する。</u></p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）</u></p> <p>(14)・(15) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項の規定を準用する。</u></p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 蓄電池設備</p> <p>(14)・(15) (略)</p>

改正後										改正前																		
別表第3										別表第3																		
種類					離隔距離 (cm)					種類					離隔距離 (cm)													
					入力										入力													
					上 方	側 方	前 方	後 方	備 考						上 方	側 方	前 方	後 方	備 考									
(略)										(略)																		
温風暖房機	気体燃料 不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4 ・ 5	4 ・ 5	6 0	4 ・ 5	注 1：風道を使用するものにあつては15cmとする	温風暖房機	気体燃料 不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4 ・ 5	4 ・ 5	6 0	4 ・ 5	注 1：風道を使用するものにあつては15cmとする							
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	1 0 0	1 5	1 5 0						1 5	26kWを超え70kW以下	1 0 0	1 5	1 0 0	注 1		1 5	26kWを超え70kW以下	1 0 0	1 5	1 0 0	注 1	1 5
					温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	1 0 0	1 5 0	1 5 0						1 5 0	1 5 0	26kW以下	1 0 0	1 5 0	1 5 0		1 5 0	1 5 0	26kW以下	1 0 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0

改正後										改正前													
不燃	密閉式	強制排気型	26kW以下	60	10	10	10	注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。		密閉式	強制排気型	26kW以下	60	10	10	10	注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。						
		強制給排気型	26kW以下	60	10	10	10				強制給排気型	26kW以下	60	10	10	10							
	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—			5	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80			5	—	5	注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。	
			温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—			150				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80			150	—	150		
		強制排気型	26kW以下	50	5	—	5			強制排気型			26kW以下	50	5	—			5				
	密閉式	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5			密閉式	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5							
上記に分類されないもの		—	—	100	60	60注2	60	上記に分類されないもの		—	—	100	60	60注2	60								



改正後								改正前												
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注： 機器本体上方の側方又は後方の 離隔距離を示す。	厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注						据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ					14kW以下	80	0	—	0		
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0						据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	

改正後										改正前										
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50		上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200				
				—	80	30	—	30				—	150	100	200	100				
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	—			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100		50		
					—	250	200	300	200				—	150	100	200	100			
上記に分類されないもの					—	150	100	200	100			—	150	100	200	100				
					—	100	50	100	50			—	100	50	100	50				
					—	100	50	100	50			—	100	50	100	50				
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7 kW以下	40	45	45	45		開放式	フードを付けない場合	7 kW以下	40	45	45	45			
				フードを付ける場合	7 kW以下	15	45	45	45			フードを付ける場合	7 kW以下	15	45	45	45			
							12 kWを超え42 kW以下	—	15		15	15	半密閉式			12 kW以下	—	45	45	45
							12 kWを超え42 kW以下	—	15		15	15						42 kW以下	45	45
				12 kWを超え42 kW以下	—	15	15	15	密閉式					42 kW以下	45	45	45			
				12 kWを超え42 kW以下	—	15	15	15						42 kW以下	45	45	45			
				12 kWを超え42 kW以下	—	15	15	15	屋外用					42 kW以下	60	15	15	15		
				12 kWを超え42 kW以下	—	15	15	15						42 kW以下	60	15	15	15		

改正後							改正前								
不燃	密閉式		12kW以下	—	4 5	4 5	4 5	不燃	開放式	フードを付ける場合	42kW以下	1 5	1 5	1 5	1 5
			42kW以下	4 5	4 5	4 5	4 5			フードを付けない場合	7kW以下	3 0	4 5	—	4 5
		屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	6 0	1 5	1 5			1 5	フードを付ける場合	7kW以下	1 0	4 5	—
	フードを付ける場合		42kW以下	1 5	1 5	1 5	1 5	半密閉式	42kW以下		—	4 5	—	4 5	
	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	3 0	4 5	—	4 5		密閉式	42kW以下		4 5	4 5	—	4 5
		フードを付ける場合	7kW以下	1 0	4 5	—	4 5	屋外用		フードを付けない場合	42kW以下	3 0	4 5	—	4 5
	半密閉式	42kW以下		—	4 5	—	4 5		液体燃料	不燃以外	12kWを超え70kW以下		6 0	1 5	1 5
	密閉式	42kW以下		4 5	4 5	—	4 5	12kW以下			4 0	4 5	1 5	4 5	
	屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	3 0	4 5	—	4 5								

改正後										改正前											
液体燃料	フードを付ける場合	42kW以下	1 0	4 5	—	4 5		不燃	12kWを超え70kW以下	6 0	1 5	1 5	1 5	不燃	12kWを超え70kW以下	5 0	5	—	5		
		12kW以下	4 0	4 5	1 5	4 5			12kW以下	2 0	1 5	—	1 5								
	不燃	12kWを超え70kW以下	5 0	5	—	5		上記に分類されないもの	23kWを超える	1 2 0	4 5	1 5 0	4 5	上記に分類されないもの	23kWを超える	1 2 0	4 5	1 5 0	4 5		
		12kW以下	2 0	1 5	—	1 5			23kW以下	1 2 0	3 0	1 0 0	3 0								
	上記に分類されないもの	23kWを超える	1 2 0	4 5	1 5 0	4 5		(略)													
		23kW以下	1 2 0	3 0	1 0 0	3 0															
	(略)										(略)										